

江別市空家等対策協議会の運営等に関する要領の一部改正について

1 改正理由

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正に伴い、要領の一部を改正する。

2 改正内容

協議会の会議を非公開とする規定に、「管理不全空家等への措置を議題とするとき」を追加する。

その他、法改正に伴い、引用条項を整備する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

新旧対照表

○江別市空家等対策協議会の運営等に関する要領（平成２９年３月２２日）

（江別市空家等対策協議会）

改正前	改正後
この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）<u>第７条第１項</u>の規定に基づく、江別市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、江別市空家等対策協議会条例（平成２８年条例第４２号）第９条の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 １．市長の出席 略 ２．会議公開の方針 協議会の会議（以下「会議」という。）は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とする。 <u>(追加)</u> <u>(１)</u> 法<u>第１４条</u>の規定に基づく特定空家等への措置を議題とするとき。 <u>(２)</u> 江別市情報公開条例（平成１４年条例第７号）第７条各号に規定する非公開情報に該当する事項を議題とするとき。 <u>(３)</u> 議長が、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認めるとき。 ３．会議の傍聴 略	この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）<u>第８条第１項</u>の規定に基づく、江別市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、江別市空家等対策協議会条例（平成２８年条例第４２号）第９条の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 １．市長の出席 略 ２．会議公開の方針 協議会の会議（以下「会議」という。）は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とする。 <u>(１) 法第１３条の規定に基づく管理不全空家等への措置を議題とするとき。</u> <u>(２) 法第２２条</u>の規定に基づく特定空家等への措置を議題とするとき。 <u>(３)</u> 江別市情報公開条例（平成１４年条例第７号）第７条各号に規定する非公開情報に該当する事項を議題とするとき。 <u>(４)</u> 議長が、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認めるとき。 ３．会議の傍聴 略